

監査委員公表第5号

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

また、同項第10項の規定により、意見を提出します。

令和4年7月29日

寒川町監査委員 北村美仁
同 太田眞奈美

1 監査の種類

財政援助団体等の監査
公の施設の指定管理

2 監査の実施期間

令和4年6月2日から令和4年6月29日まで

3 監査の対象機関

社会福祉法人 翔の会 所管課：健康福祉部 福祉課

4 監査の対象

令和3年度寒川町福祉活動センターの管理に係る出納その他の事務並びに健康福祉部福祉課の指定管理に係る出納その他の事務

5 監査の着眼点（評価項目）及び実施内容

監査の実施にあたっては、社会福祉法人翔の会及び町福祉課より監査説明書及び関係書類等の提出を求め、施設が関係法令等に沿って適切に管理されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設管理に係る出納その他の事務が目的に沿って適切に行われているか等を主眼として監査を実施し、関係職員等の説明を聴取し併せて現地調査を行った。

6 監査の結果

指定管理に係る事務及び施設の管理については、おおむね適正に行われているものと認められるが、一部の留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況の報告を求める。その他、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

（留意すべき事項）

基本協定書第24条に、「指定管理料及び利用料金による収入について、他の口座とは別の口座で管理する」とあるが、口座が分けられておらず、前回の監査でも同様の指摘をしているが、改善されていなかった。

しかし、指定管理業務総括評価では「専用口座、通帳を用意し適切な執行体制を整えている」の項目の評価を「良好」としていた。

7 監査の結果に対する意見

(1) 所管課に対する意見

ア 指定管理業務について

基本協定書どおりに事務の執行がされていない事例が散見された。

基本協定書第24条に定める「指定管理料及び利用料金による収入について他の口座とは別の口座で管理する」ことについては、前回の監査でも同様の指摘をしているが改善されていなかった。さらに、不適切な事務処理であるにも関わらず、指定管理総括評価において「良好」と評価しており、モニタリング、総括評価等の内部評価が形骸化していると言わざるを得ない。

指定管理者に対するモニタリングや総括評価は、より良い管理運営を行っていくために極めて重要である。評価と検証にあたっては基本協定書や事業計画どおり実施されているかなど、よく確認されたい。

イ 職員の育成について

指定管理を行うことで、職員は、施設や事業の内容が十分把握できず、また人事異動により、課題や利用者のニーズの把握も困難になり、施設管理のノウハウが失われるなど、指定管理者をリードできていないといった課題があることも事実である。

こうしたことから、指定管理者に対する指導監督に習熟した職員の育成を図るとともに企業会計(社会福祉法人会計)に関する知識の習得についても対応を図られたい。

ウ 指定管理制度について

今回の監査において、福祉活動センターの指定管理者である社会福祉法人 翔の会が強い事業意欲をもって各種福祉活動の事業にあたっていることは十分に確認できたが、実施されている事業は福祉活動センターの事業ではなく、社会福祉法人 翔の会の自主事業であり、福祉活動センターの各施設も社会福祉法人 翔の会の事業拠点とされていることから、町が行おうとする、あるいは期待する水準の事業展開となっているのか疑問である。

本来、指定管理制度は、民間事業者等のノウハウを活用することにより質の高いサービスの提供を期待するものであるが、翔の会の自主事業のために施設を提供しているに過ぎない状況となっている。これからも指定管理として施設を継続していくのならば、町は「指定管理業務としてどのようなことを求めるのか」「指定管理業務なのか翔の会の事業なのか」等を整理する必要がある。

(2) 指定管理者に対する意見

ア 基本協定書の遵守について

基本協定書どおりに事務の執行がされていない事例が散見された。基本協定書、仕様書、年度協定書等によって施設運営にかかる各種事務の手続き、対応、遵守事項等が定められているが、不適切な事務処理が見られるので、協定書等の遵守に努められたい。

基本協定書に定める「指定管理料及び利用料金による収入について他の口座とは別の口座で管理する」ことについては、前回の監査でも同様の指摘をしているが改善さ

れていなかった。指定管理者制度における会計そのものの信頼性が損なわれかねない大変遺憾な状況である。

イ 契約関係について

再委託等の契約書類がないという不適切な事務処理があった。予算の執行にあたりどのような書類が必要なのか正確に把握したうえで慎重かつ適切な事務処理に努められたい。また、同一業者との契約が長年継続していることから、契約事務にあたっては、複数の事業者からの見積り徴収や、町内業者の採用も検討し、適正な事務処理に努めてほしい。

ウ 町と指定管理者の連携について

指定管理業務に対する認識や業務の範囲に対する考え方について、町と指定管理者の間に齟齬があることが、基本協定書どおりに事務の執行がされていないことの原因になっていると考えられる。

福祉活動センター自体が町の指定管理施設としてどのような事業を行う施設なのかがわかりにくい。町の指定管理施設である福祉活動センターを前面に出した事業展開を行うのが本来の姿であると考ええる。

町民の利用が多いとのことだが、他の福祉団体と連携した活動をはじめ、地域イベント等に参加し、地域に溶け込んだ活動をすることで町内に支援者や応援団を増やし、地域に愛される施設に育ててほしい。

翔の会が強い意欲をもって各種の福祉活動に当たってきたということは理解するところであるが、今後は指定管理における様々な課題について、町と協議のうえ改善を図り、引き続き地域の障がい者に対する福祉サービスの提供者としての活動を期待するものである。